

令和7年第8回教育委員会定例会議事日程

1 日 時

令和7年7月22日（火） 午前9時30分から

2 場 所

島本町役場（新庁舎）4階 議会第3・第4会議室

3 議 事

第1 会議録確認委員の決定

第2 第4号報告 令和7年度教育費補正予算（案）の臨時代理について

第3 第23号議案 島本町新体育館等整備基本計画策定委員会規則の廃止について

第4 第24号議案 島本町新体育館等整備事業者選定委員会規則の制定について

第5 第25号議案 島本町特別支援委員会委員の委嘱について

第6 第26号議案 令和8年度使用小学校教科用図書の採択について

第7 第27号議案 令和8年度使用中学校教科用図書の採択について

第 4 号 報 告

令和 7 年度教育費補正予算（案）の臨時代理について

教育長に対する事務委任規則（昭和 3 4 年島本町教育委員会規則第 1 号）第 3 条第 1 項前段の規定により別紙のとおり処理しましたので、同項後段の規定により報告し、承認を求めます。

令和 7 年 7 月 2 2 日 提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛

令和7年度 教育費補正予算総括表

第4号報告資料

歳入

【単位：千円】

款	項	目	節（説明）	補正前の額	補正要求額	補正後の額	備考
諸収入	雑入	雑入	雑入 （中学校給食費）	19,305	△ 12,487	6,818	地方創生臨時交付金の増額に伴い、3学期についても中学校給食費を無償化することによる減額
合計				19,305	△ 12,487	6,818	

※補正前の額等は、今回補正する「説明」に関する金額を記載している。

第 2 3 号 議 案

島 本 町 新 体 育 館 等 整 備 基 本 計 画 策 定 委 員 会 規 則 の
廃 止 に つ い て

教 育 長 に 対 す る 事 務 委 任 規 則 （ 昭 和 3 4 年 島 本 町 教 育 委 員 会 規
則 第 1 号 ） 第 1 条 第 1 項 第 1 2 号 の 規 定 に 基 づ き 、 議 決 を 求 め ま
す。

令 和 7 年 7 月 2 2 日 提 出

島 本 町 教 育 委 員 会

教 育 長 横 山 寛

島本町教育委員会規則第 号

島本町新体育館等整備基本計画策定委員会規則を廃止する
規則

島本町新体育館等整備基本計画策定委員会規則（令和 6 年島本
町教育委員会規則第 9 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第 2 3 号議案資料

島本町新体育館等整備基本計画策定委員会規則の廃止について

1 廃止理由

島本町新体育館等整備基本計画策定委員会規則を廃止するもの。

2 施行期日

公布の日

第 2 4 号 議 案

島 本 町 新 体 育 館 等 整 備 事 業 者 選 定 委 員 会 規 則 の 制
定 について

教 育 長 に 対 す る 事 務 委 任 規 則 （ 昭 和 3 4 年 島 本 町 教 育 委 員 会 規
則 第 1 号 ） 第 1 条 第 1 項 第 1 2 号 の 規 定 に 基 づ き 、 議 決 を 求 め ま
す。

令 和 7 年 7 月 2 2 日 提 出

島 本 町 教 育 委 員 会

教 育 長 横 山 寛

島本町教育委員会規則第 号

島本町新体育館等整備事業者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島本町執行機関の附属機関に関する条例（平成24年島本町条例第21号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、島本町新体育館等整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数及び構成は、条例別表に掲げるとおりとし、委員の具体的な構成は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 総合政策部長
- (3) 総務部長
- (4) 都市創造部長
- (5) 教育こども部長

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から整備事業者が決定するまでの間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。

(意見等の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育こども部生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行 期 日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(会 議 招 集 の 特 例)

- 2 第 5 条 第 1 項 の 規 定 に か か わ ら ず 、 委 員 長 が 選 出 さ れ て い な
い 場 合 に あ っ て は 、 教 育 委 員 会 が 会 議 を 招 集 す る 。

第 2 4 号議案資料

島本町新体育館等整備事業者選定委員会規則の制定について

1 提案理由

島本町新体育館等整備事業者選定委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるもの。

2 議案の概要

- (1) 組織について規定するもの（第 2 条関係）。
- (2) 委員の任期について規定するもの（第 3 条関係）。
- (3) 委員長及び副委員長について規定するもの（第 4 条関係）。
- (4) 会議について規定するもの（第 5 条関係）。
- (5) 意見等の聴取について規定するもの（第 6 条関係）。
- (6) 庶務等について規定するもの（第 7 条、第 8 条関係）。

3 施行期日

公布の日

第 2 5 号 議 案

島 本 町 特 別 支 援 委 員 会 委 員 の 委 嘱 に つ い て

教 育 長 に 対 す る 事 務 委 任 規 則 （ 昭 和 3 4 年 島 本 町 教 育 委 員 会 規 則 第 1 号 ） 第 1 条 第 1 項 第 1 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 議 決 を 求 め ま す 。

令 和 7 年 7 月 2 2 日 提 出

島 本 町 教 育 委 員 会

教 育 長 横 山 寛

令和 7 年度島本町特別支援委員会委員名簿（案）

	氏 名	規則での名称	所 属
1	田中 美穂	学識経験を有する者	大阪府立高槻支援学校
2	中小路 隆裕	町立小・中学校の学校医又は 高槻市医師会が推薦する者	高槻市医師会
3	藪田 香織	町立小・中学校の教職員	島本町立第三小学校
4	山田 敏博	町立小・中学校の教職員	島本町立第一中学校
5	高崎 亮輔	町立小・中学校の教職員	島本町立第二小学校
6	加藤 崇	町立小・中学校の教職員	島本町立第二中学校
7	西島 恵理子	町立小・中学校の教職員	島本町立第一小学校
8	土屋 豊子	町立小・中学校の教職員	島本町立第二中学校

島本町執行機関の附属機関に関する条例（抜粋）

別表（第2条～第4条関係）

執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の構成
教育委員会	島本町特別支援委員会	学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)の規定に基づき、障害のある児童、生徒等の小・中学校への就学の際に必要な事項について、専門的知識を有する者の意見を聴取し、意見書を作成の上、教育委員会に意見を具申する。	10人以内	(1)学識経験を有する者 (2)町立小・中学校の学校医又は高槻市医師会が推薦する者 (3)町立小・中学校の教職員

島本町特別支援委員会規則（抜粋）

（組織）

第2条 委員会の委員(以下「委員」という。)の定数及び構成は、条例別表

に掲げるとおりとし、構成する委員の具体的な人数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 1人
- (2) 町立小・中学校の学校医又は高槻市医師会が推薦する者 1人
- (3) 町立小・中学校の教職員 8人以内

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度末の日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

第 2 6 号 議 案

令 和 8 年 度 使 用 小 学 校 教 科 用 図 書 の 採 択 に つ い て

教 育 長 に 対 す る 事 務 委 任 規 則 （ 昭 和 3 4 年 島 本 町 教 育 委 員 会 規 則 第 1 号 ） 第 1 条 第 1 項 第 1 9 号 の 規 定 に 基 づ き 、 議 決 を 求 め ま す 。

令 和 7 年 7 月 2 2 日 提 出

島 本 町 教 育 委 員 会

教 育 長 横 山 寛

令和8年度使用小学校教科用図書採択一覧(案)

種 目	発行者略称	書 名
国 語	光村図書	国語
書 写	光村図書	書写
社 会	日本文教出版	小学社会
地 図	帝国書院	楽しく学ぶ 小学生の地図帳
算 数	学校図書	みんなと学ぶ 小学校 算数
理 科	新興出版社啓林館	わくわく理科
生 活	新興出版社啓林館	わくわく せいかつ上 いきいき せいかつ下
音 楽	教育芸術社	小学生の音楽
図画工作	日本文教出版	図画工作
家 庭	開隆堂出版	わたしたちの家庭科 5・6
体育 保健	学研	新・みんなの保健
英 語	光村図書	Here We Go!
道 徳	光村図書	道徳 きみが いちばん ひかるとき

令和8年度使用教科用図書閲覧票（令和7年6月18日～7月11日）

閲覧場所（町立図書館内教科書センター）

No.	月日	閲覧本の種類	学年	意見・感想
1	7月2日	歴史 国史教科書 第7版		不合格教科書を持っている者です。こちらの教科書は日本の素晴らしさが伝わってくると共に日本のことが知りたくなる好きになる教科書だと思います。島本町の子ども等にも読んでいただきたいです。
2	7月10日	学研 新みんなの保健5・6年		喫煙の害（66頁）の中程に東京都港区の指定喫煙所の写真が掲載されているが、教育上、有害な内容である。パーテーションが1枚立てられただけで受動喫煙を予防することができない代物である 厚労省の健発1109 ホ6号にも反している。町議会に喫煙所を使うべき、といったような意見書が町立小学校から出たことがあったように記憶しているがこんな不適切な内容の教科書を用いてるとは、思わなかった。 四方を壁で囲う
3	7月10日	中学の保健体育4冊 学研、大日本、大修館、東書		喫煙と健康について、採択図書の学研は不十分であり、大日本が優れている。加熱式タバコへの言及は、東書以外は見られるがFCTC（タバコ規制枠組条約）に言及しているのは、大日本のみである。学研は、オーストラリアのタバコパッケージに採用されている警告表示を写真付きで例示しているものの、この根拠条約であるFCTCについて学習する方が効果が高いと考える。 学研は日本たばこ協会の資料を使用しているが、タバコ業界の行う、青少年喫煙防止キャンペーンは、かえって未成年の喫煙を誘発することがFCTCのガイドラインで指摘されていることである。有害な内容であるので、使用を控えるべき。 P.99の資料4（左上） 大日本は、タバコ業界の提供する資料を用いておらず、安全である。

第 2 7 号 議 案

令 和 8 年 度 使 用 中 学 校 教 科 用 図 書 の 採 択 に つ い て

教 育 長 に 対 す る 事 務 委 任 規 則 （ 昭 和 3 4 年 島 本 町 教 育 委 員 会 規
則 第 1 号 ） 第 1 条 第 1 項 第 1 9 号 の 規 定 に 基 づ き 、 議 決 を 求 め ま
す。

令 和 7 年 7 月 2 2 日 提 出

島 本 町 教 育 委 員 会

教 育 長 横 山 寛

令和8年度使用中学校教科用図書採択一覧(案)

種 目	発行者略称	書 名
国 語	光村図書	国 語
書 写	光村図書	中学書写
社 会 (地理的分野)	東京書籍	新編 新しい社会 地理
社 会 (歴史的分野)	東京書籍	新編 新しい社会 歴史
社 会 (公民的分野)	帝国書院	社会科 中学生の公民 よりよい社会を目指して
地 図	帝国書院	中学校社会科地図
数 学	新興出版社啓林館	未来へひろがる数学
理 科	新興出版社啓林館	未来へひろがるサイエンス
音 楽 (一 般)	教育芸術社	中学生の音楽
音 楽 (器楽合奏)	教育芸術社	中学生の器楽
美 術	光村図書	美 術
保健体育	学研	新・中学保健体育
技術・家庭 (技術分野)	東京書籍	新編 新しい技術・家庭 技術分野 未来を創るTechnology
技術・家庭 (家庭分野)	東京書籍	新編 新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して
英 語	開隆堂	Sunshine English Course
道 徳	日本文教出版	中学道徳 あすを生きる 道徳ノート

